

義務付け・枠付けの見直しに係る

条例制定の取組事例

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例について

1 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により道路法が改正されることに伴い、県道の構造の技術的基準を、政令（道路構造令）を参酌して条例で定めるもの。

2 政令（道路構造令）の体系

政令の条数 (道路構造令)	そのまま準拠する条数	参酌する条数	独自基準を設ける条数
41条	5条 (約12%)	36条 (約88%)	うち5条 (うち約14%)

3 県条例で定める独自基準の項目

① 1. 5車線の道路整備のための道路区分

- ・ 地域の実情から早期に改良しなければならない区間において、2車線改良と1車線改良、待避所設置等を組み合わせた1.5車線の道路整備を明確に行うことができる規定を設ける。

② 片側1車線道路の中央部

- ・ 片側1車線の道路の改良を行う際にも、急なカーブ区間など、安全な通行に支障を来す恐れがある場合には、中央分離帯等を設置する規定を設ける。

③ 停車帯幅員

- ・ 停車帯幅員を県内の実情に合わせて、1.5mとする規定とする。

④ 歩道幅員

- ・ 歩道の幅員については2.0m以上とすることとなっているが、1.5mまで縮小できる規定を設ける。

⑤ 交差点部車道幅員

- ・ 都市部の道路に加え、地方部の道路についても、直進車線や屈折車線の幅員を縮小できる規定を設ける。

4 施行日

平成24年8月1日施行予定。

「県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例」の制定について

1. 条例制定の背景

○地域主権改革の推進

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」による道路法の一部改正（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日施行（経過措置1年））により、条例で定めることとされた県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を次のとおり定めることとした。

2. 条例の概要

○条例に規定する案内標識及び警戒標識の標示板の主な寸法

- (1) 原則として国道に設けられるものについて適用される道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府令・国土交通省令。以下「標識令」という。）に図示された寸法とし、それに図示されていないものについては、知事が定める寸法とする。
- (2) 標識令に図示された寸法については、次のとおり拡大し、又は縮小することができる。
 - ア 自動車専用道路に設ける案内標識は3倍まで拡大できる。
 - イ 自動車専用道路に設ける警戒標識は2.5倍まで拡大できる。
 - ウ 自動車専用道路以外の県道に設ける案内標識及び警戒標識は、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合に2倍まで拡大できる。
 - エ 自動車専用道路以外の県道に設ける案内標識及び警戒標識は、標示板の設置により自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合に2分の1まで縮小できる。

○県独自の規定

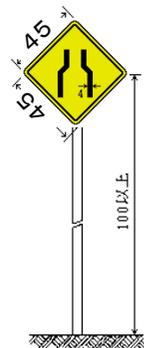
県独自の規定として、上記（2）エに、標識令にはない標示板の縮小規定を設けた。

○標識の例

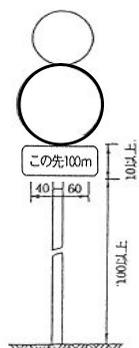
■案内標識



■警戒標識



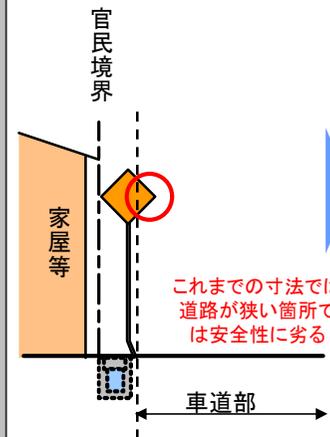
■補助標識



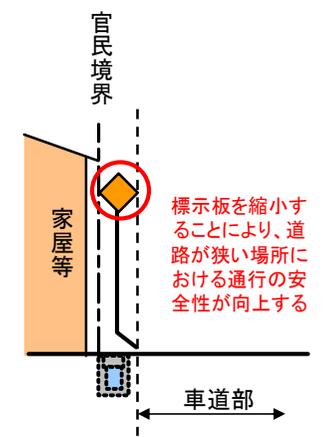
3. 県独自の規定を設ける理由

○案内標識及び警戒標識の標示板の寸法を縮小することにより、道路幅員が狭い箇所における通行の安全性を向上させる。

■従来



■条例化による縮小規定を適用した場合



○縮小規定を取り入れることにより、通行の安全性が向上する道路の例

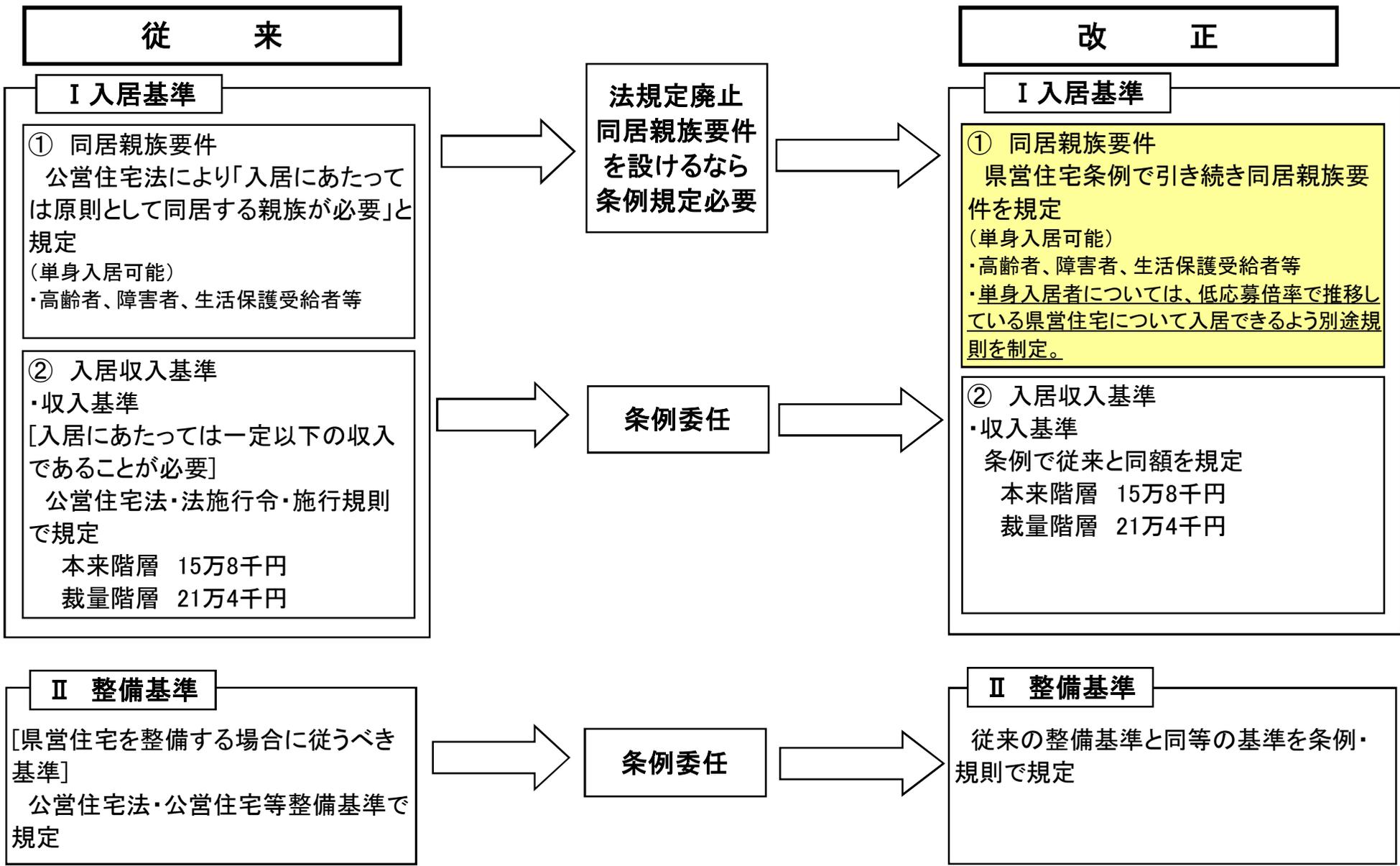


【路肩部に設置し、車が接触して標示板が曲がった例】



【樹木内に標示板が入り込んでいる例】

公営住宅法改正に伴う県営住宅条例改正の概要



バリアフリー法第13条第1項の改正に伴う条例制定について

バリアフリー法第13条第1項の改正概要

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の施行に伴い「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、これまで、同法及び省令（「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」）で定められていた「都市公園移動等円滑化基準」について、省令で定める基準を参酌して、県条例で定めることとされた。

「特定公園施設」とは

都市公園の出入口や駐車場と以下のものとの間の経路を構成する園路、広場（屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識）

県条例で定める「都市公園移動等円滑化基準」

○県条例で定める「都市公園移動等円滑化基準」

従来から公園施設は、省令基準及び県の福祉のまちづくり条例の基準を満たすよう整備してきていることから、条例に定める基準は、省令の基準及び福祉のまちづくり条例の基準を重ね合わせた内容とした。

（県の独自基準）

福祉のまちづくり条例で定める基準が、省令で定める基準を上回る場合は、福祉のまちづくり条例の基準を、条例で定める基準とする。

《参考》省令基準と福祉のまちづくり条例施行規則との比較（主なもの）

項 目	省 令	福まち条例（施行規則）
園路の縦断勾配	5%以下	8%以下
階段・傾斜路の手すり設置	両側手すり	片側手すり
駐車場の幅	350cm以上	350cm以上
便所(個室)の入口幅	80cm以上	85cm以上
便所内の洗面所	基準なし	高さ等の基準あり

※太枠：適用される基準

バリアフリー法第10条の改正に伴う条例制定について

バリアフリー法第10条の改正概要

○地域主権一括法（第2次一括法）の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第10条が改正され、特定道路のうち、都道府県道、市町村道の移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準は、移動等円滑化基準省令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされた。

県条例で定める特定道路の道路構造に関する基準

○県条例で定める特定道路の移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準

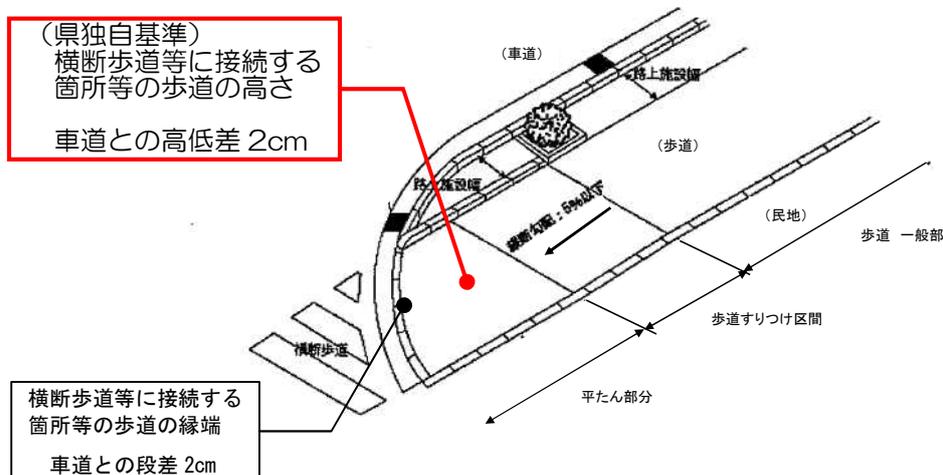
原則、移動等円滑化基準省令で定める基準をもって、移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準とする。

（県の独自基準）

福祉のまちづくり条例で定める基準が、省令で定める基準を上回る場合は、福祉のまちづくり条例の基準を、特定道路の移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準とする。

【福祉のまちづくり条例の基準が上回る例】

- ・ 横断歩道に接続する箇所等の歩道の高さ
歩道の車道に対する高さは2cmを標準とする。



道路法第45条の改正に伴う条例制定について

道路法第45条の改正概要

○地域主権一括法（第1次一括法）の施行により道路法第45条が改正され、都道府県道、市町村道に設置する案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされた。

県条例で定める案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法

○県道に設置する標識の寸法

原則、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める寸法をもって、条例で定める寸法とする。

（県の独自基準）

案内標識の文字寸法について、拡大規定、縮小規定を追加する。

設計速度(km/h)	文字の大きさ(cm)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

必要に応じ、1.25倍、1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大すること、又は文字の縦寸法若しくは横寸法を5分の4まで縮小することができる。

（_____： 県独自基準）



文字寸法 25cm (20cm×1.25倍)

文字幅縮小 (横5分の4倍)

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例案における 県の独自基準及びその設置理由

1 独自基準

【整備基準】

- ①ユニバーサルデザイン導入の努力義務（条例案第3条の2第4号）
- ②新エネルギーの利用等の努力義務（条例案第3条の3第7号）
- ③共用部分の照明設備及び昇降機の省エネ措置導入（条例案第3条の3第8号）

【入居収入基準】

- ④裁量階層の対象の範囲を拡大（子育て世帯）（条例案第6条第1項第2号イ(3)）
（改正前）小学校就学前の者がいる世帯→（改正後）中学校卒業までの者がいる世帯
- ・裁量階層は、従来と同じ基準を設定 214,000円（条例案第6条第1項第2号イ）
- ・本来階層は、国の参酌基準と同一の基準を設定 158,000円
（条例案第6条第1項第2号ハ）

2 設置理由

【整備基準】（①、②及び③）

県が推進しているユニバーサルデザイン導入、新エネルギーの利用、省エネルギー対策を考慮する必要があるため

【入居収入基準】（④）

子育て支援を推進する観点から、義務教育に係る費用負担を考慮した住宅面での支援を行う必要があるため。

長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例施行規則(案)の概要について

1 背景等

(1) 地域主権一括法の施行

いわゆる地域主権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)の施行により、自治体の事務について、国が事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けを、自治体が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改められた。これにより、自治体の施設・公物の設置や運営の基準を義務付けていた法令の規定を廃止又は条例へ委任することとされた。

(2) 標識の寸法基準に係る鳥獣保護法の一部改正

地域主権一括法の施行に伴い、鳥獣保護法が一部改正され、これまで、鳥獣保護法施行規則(以下、「環境省令」という。)に規定されていた、鳥獣保護区等に設置する標識の表示に関する基準のうち、寸法に係る基準については、条例に委任することとされた。

なお、環境省令に規定された寸法に係る基準については、「参酌すべき基準」とされた。

(3) 長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例(案)の議会提案

① 概要

鳥獣保護法の一部改正を受け、本県における標識の寸法に係る基準を規定するため、長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例(案)を策定し、平成24年6月定例会議会の議案として提案。

② 条例の内容

鳥獣保護区等に設置する標識の寸法は規則で定めるものとする。

③ 施行期日

平成24年7月20日(予定)

2 規則(案)の概要

現在の環境省令の基準に基づく標識では、特に風の強い場所において、標識が飛んだり、破損したりすることが繰り返されてきた。

このため参酌すべき基準として規定されている環境省令の寸法より小さな標識を設置できるよう、規則(案)に規定することとしている。(別紙参照)

3 施行期日

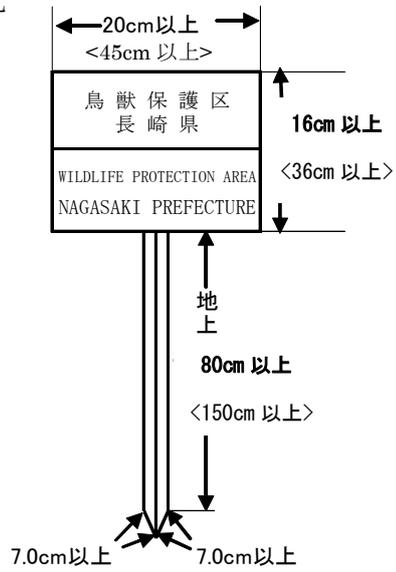
平成24年7月20日(予定)

別紙

鳥獣保護区の標識の寸法に係る規定の概要

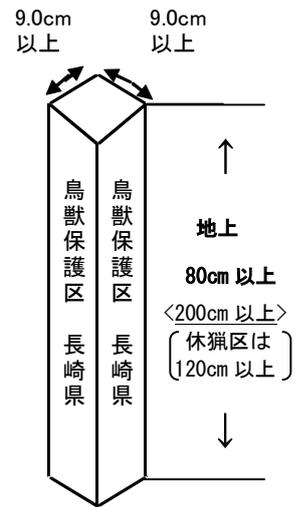
(独自基準を設けた標識のみ記載。<>内の寸法が環境省令の基準)

制札



鳥獣保護区、特別保護地区及び
特定猟具使用禁止区域

標柱



鳥獣保護区、特別保護地区、特定
猟具使用禁止区域及び休猟区